



## 被扶養者の資格確認（検認）を行います

今年度も、被扶養者に認定されている方が引き続き認定基準を満たしているか、確認いたします。

ご家族が被扶養者としてひかり健康保険組合に加入するためには、健康保険法で定められた認定基準をクリアしなければなりません。「収入・居住状況が変動した」などの理由で被扶養者の資格を失っているにも関わらず、資格喪失の手続きをしないままとなっているケースが見受けられますので現在の状況を確認させていただきます。

令和6年度の検認は、個人番号（マイナンバー）による情報連携を利用して令和5年度の収入情報を照会し、世帯の対象者全員について、令和5年度の収入が扶養認定基準以下であることが確認できた場合には、それをもって当該世帯の検認は完了いたします。

情報の確認が出来なかった対象者及び、別途確認が必要と判断した方につきまして、確認書面のご提出を会社担当窓口（人事担当者）様宛てに依頼いたしますので、ご提出いただきますようお願いいたします。

確認結果、認定基準を満たしていない場合は、原則として認定基準を満たさなくなった事実発生日にて扶養削除とさせていただきます。

ご提出書面	会社担当窓口へ依頼いたします。
ご提出期限日	ご提出依頼時にご案内いたします。
今回対象でない被扶養者	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年6月1日以降認定の被扶養者</li><li>・健康保険組合が事前に確認対象外と認めた方</li></ul>

※確認書面を期限内にご提出いただけない場合は、健康保険法施行規則に基づき被保険者証を無効といたします。ご提出漏れの無いようお願いいたします。

※提出期限日以降の提出は原則受付いたしません。

※偽りその他不正による申請が発覚した場合は、扶養認定が取消になることがあります。

### ひかり健康保険組合

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-4-10 光ウエストゲートビル7 F

☎03-5951-7422 📠03-5951-9663